

令和 8 年度小児インフルエンザ予防接種費用助成事業の実施について

1 目的

小児インフルエンザ予防接種は予防接種法の定期接種に位置づけられておらず、任意接種として希望者が接種するものである。

接種を希望する保護者の経済的負担の軽減とワクチン接種による感染拡大防止を目的とし、令和 8 年度から費用助成事業を開始する。

本市の「若者・子育て応援パッケージ」事業の 1 つ。

2 本助成事業の対象となる予防接種対象者

接種日時時点で米沢市に住所を有する生後 6 か月以上中学 3 年生以下の小児

3 助成の対象となる接種実施期間（令和 8 年度）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

4 助成額と回数

ワクチン種類	年齢	接種回数	助成上限額
インフルエンザ HA ワクチン (不活化ワクチン)【注射】	1 回目の接種日において 【生後 6 か月～12 歳】	2 回	1 回 1,500 円 (1 人につき 2 回まで)
	接種日において 【13 歳～中学 3 年生】	1 回	1 回 1,500 円
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(生ワクチン)【経鼻】	接種日において 【2 歳～中学 3 年生】 ※経鼻生ワクチンは 2 歳から接種可能	1 回	1 回 3,000 円

・インフルエンザ HA ワクチン(不活化ワクチン/注射)と経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(生ワクチン/鼻腔内噴霧)のどちらか一方のみとする。

5 助成方法

●委託医療機関で接種する場合

医療機関窓口で、医療機関が定める接種費用と助成額の差額を自己負担費用として支払う方法。

委託医療機関は市内小児科、内科のほか、川西町と高畠町の小児科クリニックも予定。

●委託医療機関以外の医療機関で接種する場合

医療機関窓口で接種費用を全額支払った後に、市に申請書と必要書類を提出し助成額を申請する方法

令和 8 年度分の申請期限は令和 9 年 3 月末まで。

6 市民への周知

- ・広報よねざわ 10 月号に掲載予定。
- ・市ホームページ子育て応援サイト内に掲載。
- ・市公式 LINE、X、母子モ等の SNS での周知。
- ・市内認定こども園や保育所等の保育施設への周知、乳幼児健診等母子保健事業や市内子育て支援センターへちらしやポスターの配布のほか、市内小中学校を通じたちらしの配布、委託医療機関におけるポスターの掲示等を予定している。